

委託費用の支払いについて

1 委託費用の計算方法

横浜市は、受託者に対して、受託業務に必要な経費として、本市が定める仕様書及び厚生労働省の定める「委託訓練実施要領」（以下、要領）、別添「委託訓練実施に当たっての委託費の算出方法について」等に定めるとおり、支払対象月に1人当たりの月額単価を乗じた委託費を支払うものとする。

2 委託費内訳

(1) 訓練実施経費

月額単価に入校者数と訓練月数を乗じた額を支払うものとする。ただし、中途退校者が生じた場合は、下記3によるものとする。

(2) 就職支援実施経費

月額単価に対象となる訓練生数と訓練月数を乗じた額を支払うものとする。ただし、中途退校者が生じた場合は、下記3によるものとする。

ア 就職支援実施経費の月額単価については、訓練終了後3か月以内（訓練終了日の翌日から起算して90日以内）の就職率により変動する。

(ア) 就職率 80%以上 月額単価の100%支払

(イ) 就職率 60%～80%未満 月額単価の50%支払

(ウ) 就職率 60%未満 月額単価の0%支払（支給なし）

イ 就職支援実施経費の対象となる就職者は、訓練修了後3か月以内（訓練終了日の翌日から起算して90日以内）に就職又は内定した者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上あること、かつ雇用期間の定めなし又は4か月以上の雇用期間により雇い入れられた者、及び自営を開始した者とする。

(3) 職場見学等推進費

ア 支払について

知識等習得コースのうち介護分野及び障害福祉分野の訓練に係る特例として訓練実施経費及び就職支援経費に、職場見学等推進費を加えて算出する。職場見学等推進費は、月額単価に対象となる訓練生数と訓練月数を乗じた額を支払うものとし、以下の算定方法で算出する「職場見学等実施率」が80%以上である場合に支払うこととする。ただし、1月当たりの訓練設定時間が100時間未満のもの（祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより100時間未満となる場合を除く。）にあっては、上記の価格を訓練設定時間の割合で按分する。

<職場見学等実施率>

$$\text{職場見学等実施率} = (b + c) \div (a + c - d) \times 100$$

a：修了者

b：修了者のうち2か所以上職場見学等に出席した者

c：中途退校者のうち2か所以上職場見学等に出席した者

d：修了者のうちやむを得ない理由（要領第1章第11（6）に定めるものに限る。）により2か所以上職場見学等に出席できなかった者

イ 訓練終了後の確認及び支払について

職場見学等を実施した場合は、「職場見学等実施報告書 受入先事業所確認票」（要領別紙22-2 又は準じた任意様式）を作成し、受入先事業所の確認を受けること。また、訓練終了

後、「職場見学等実施報告書」（要領別紙 22-1 又は準じた任意様式）を委託者に提出すること。提出に当たっては、内容について訓練生の確認を受けたことがわかる書類（要領別紙 22-3「職場見学等実施報告書 受講者確認票」又は準じた様式）及び「職場見学等実施報告書 受入先事業所確認票」を添付すること。職場見学等実施率が 80%以上となっているか確認ができた上で、職場見学等推進費を支払うものとする。

3 訓練生が中途退校した場合の訓練実施経費、就職支援実施経費（以下、「各経費」という。）

(1) 退校月の支払単価

訓練生が中途退校した場合は、各経費の支払単価は 1 か月毎に算定し、退校日を含む月については次の算定により支払うものとする。

*この場合の 1 か月とは、訓練の開始日又はそれに相当する日（翌月以降の日付が同一の日、以下「応当日」という。）を起算日とし、翌月の応当日の前日までとする。

ア 訓練が行われた日（以下「訓練日数」という。）が 16 日以上又は訓練が行われた時間（以下「訓練実施時間」という。）が 96 時間以上である時は月額単価を支払単価とする。

イ 訓練日数が 16 日以上又は訓練実施時間が 96 時間以上のいずれにも該当しない場合は、訓練をすべき日数（就職活動日及び翌月の応当日の前日より前に訓練が終了する場合には、訓練を終了日以降の日を除く。）を分母とし、訓練日数を分子にして得た率に、月額単価を乗じて得た額を当該月の支払単価（1 円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(2) 中途退校者の出席率と支払対象月

訓練の開始日又は応当日を起算日とし、翌月の応当日の前日まで（中途退校者が発生した月については退校日まで）の区切られた期間を単位月とし、あらかじめ定められた訓練実施時間の 80%に相当する時間の訓練を退校者が受講していた場合、当該期間を支払対象月とし、委託費を支払うものとする。

ただし、訓練開始日から退校までの期間に訓練実施時間の 80%に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、全訓練期間について支払対象とし、委託費を支払うものとする。

4 委託費の支払

委託に係る経費は、受託業務終了後に受託者の請求により支払うものとする。

5 その他

その他、細目については厚生労働省の定める「委託訓練実施要領」別添「委託訓練実施に当たっての委託費の算出方法について」に基づき支払うものとする。契約期間中に同要領の改定があった場合、以降の支払は改定後の要領に従う。